

1 【2-1-1 養育費申立事件 基本型】

---

2 平成27年(家)第△×号、同第××号 養育費申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 甲 野 花 子

6 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

7 相 手 方 甲 野 太 郎

8 同手続代理人弁護士 △ △ △ △

9 住 所 申立人に同じ

10 第△×号未成年者 甲 野 次 郎

11 平成11年9月×日生

12 (以下「長男」という。)

13 住 所 申立人に同じ

14 第××号未成年者 甲 野 三 郎

15 平成20年3月×日生

16 (以下「二男」という。)

17 主 文

18 1 相手方は、申立人に対し、45万円を支払え。

19 2 相手方は、申立人に対し、平成27年7月から長男及び二男がそれぞれ  
20 満20歳に達する日の属する月まで【注1】、毎月末日限り、長男につき  
21 1か月当たり7万円を、二男につき1か月当たり4万円を支払え。

22 3 手続費用は各自の負担とする。

23 理 由

24 第1 申立ての趣旨

25 相手方は、申立人に対し、長男及び二男の養育費として、毎月、相当額を支

1 扱え。

2 第2 当裁判所の判断

3 1 認定事実

4 本件記録によれば、以下の事実が認められる。

5 (1) 申立人（昭和47年4月6日生）と相手方（昭和45年7月3日生）は、  
6 婚姻中の平成11年9月×日に長男を、平成20年3月×日に二男をそれぞ  
7 れもうけたが、平成26年5月×日、長男及び二男の親権者を申立人と定め  
8 て協議離婚した。

9 申立人は、離婚後、現在に至るまで、長男及び二男を養育している。

10 (2) 申立人は、平成26年10月3日、長男及び二男の養育費の支払を求める  
11 調停事件（A家庭裁判所平成26年（家イ）第××号、同第××号。以下、  
12 併せて「本件調停事件」という。）を申し立てたが、平成27年5月18  
13 日、調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

14 (3) 申立人は、×社に勤めており、平成26年に同社から70万円の給与収入  
15 を得た。

16 他方、相手方は、△社に勤めており、平成26年に同社から650万54  
17 41円の給与収入を得た。

18 (4) 相手方は、平成26年10月から平成27年6月まで、申立人に対  
19 し、長男及び二男の養育費として、月額合計6万円を毎月支払った。

20 2 検討

21 (1) 未成年者の養育費額を算定するに当たっては、義務者及び権利者の各基礎  
22 収入の額（総収入から税法等に基づく標準的な割合による公租公課並びに統  
23 計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費及び特別経費を控除  
24 して推計した額）を定め、その上で、義務者が未成年者と同居していると仮  
25 定すれば、未成年者のために充てられたはずの生活費の額を、生活保護基準  
26 及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費指数によって算出

し、これを、権利者と義務者の基礎収入の割合で按分して、義務者が分担すべき養育費額を算定するとの方式（判例タイムズ1111号285頁以下参照）に基づいて検討するのが相当である。

(2) 前記1(3)のとおり、平成26年の給与収入は、申立人につき、70万円、相手方につき、約650万円であるところ、これらを前記算定方式による標準算定表の表4〔養育費・子2人表（第1子15～19歳、第2子0～14歳）〕に当てはめると、相手方が申立人に対して負担すべき長男及び二男の養育費額は、月額10万円ないし12万円程度と算定される。

以上を踏まえ、本件記録に現れた一切の事情を総合考慮すると、相手方が申立人に対して負担すべき長男及び二男の養育費額は、長男につき月額7万円、二男につき月額4万円とするのが相当である。【注2】

(3) また、本件の経緯等に照らすと、本件審判において形成すべき養育費の始期については、申立人が本件調停事件を申し立てた平成26年10月とするのが相当である。

(4) そうすると、平成26年10月から平成27年6月までの長男及び二男の養育費は合計99万円（月額11万円×9か月）となるが、前記1(4)のとおり、相手方は、申立人に対し、上記期間における長男及び二男の養育費として合計54万円（月額6万円×9か月）を支払っているから、上記99万円から既払金54万円を控除すると、未払の養育費は45万円となる。

### 3 結論

以上によれば、相手方は、申立人に対し、平成26年10月から平成27年6月までの未払の養育費として45万円を直ちに、同年7月から長男及び二男が満20歳に達する日の属する月まで、長男につき月額7万円、二男につき月額4万円を毎月末日限り支払うべきである。

よって、主文のとおり審判する。

平成27年7月×日

1

A家庭裁判所

2

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

---

3 【注1】養育費の終期につき、「満20歳に達するまで」、「満20歳に達する日まで」  
4 とする例もある。その場合、最終月の養育費については、日割り計算になると考えられ  
5 る。

6 【注2】子が複数の場合、最終的には、それぞれの子ごとに養育費分担義務を定めること  
7 になる。本例は、義務者の養育費分担額を子の生活費指數で按分する考え方によった（前  
8 掲判例タイムズ1111号291頁参照）。

9

1      **【2－1－2 養育費申立事件 子が4人以上の場合】**

---

2           〈当事者の表示、主文及び理由中の第1・申立ての趣旨部分省略〉

3      第2 当裁判所の判断

4      1 認定事実

5           本件記録によれば、次の事実が認められる。

6      (1) 申立人（昭和47年4月6日生）と相手方（昭和45年7月3日生）は、  
7           婚姻中の平成16年9月×日に長男を、平成18年10月×日に長女を、平  
8           成20年2月×日に二女を、平成22年3月×日に二男をそれぞれもうけた  
9           が、平成26年5月×日、未成年者らの親権者をいずれも申立人と定めて協  
10          議離婚した。

11       申立人は、離婚後、現在に至るまで、未成年者らを養育している。

12       (2) 申立人は、平成26年10月3日、未成年者らの養育費の支払を求める調  
13          停事件（A家庭裁判所平成26年（家イ）第×号、同第×号、同第×号及び  
14          同第×号。以下、併せて「本件調停事件」という。）を申し立てたが、平成  
15          27年5月18日、調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

16       (3) 申立人は、×社に勤めており、平成26年に同社から70万円の給与収入  
17          を得た。

18       他方、相手方は、△社に勤めており、平成26年に同社から650万54  
19          41円の給与収入を得た。

20      2 検討

21       (1) 相手方の支払うべき養育費額を算定するに当たっては、申立人と相手方と  
22          の総収入を基礎に、公租公課を税法等で理論的に算出される標準的な割合に  
23          より算出し、職業費及び特別経費を統計資料に基づいて推計される標準的な  
24          割合により算出してそれぞれ控除して基礎収入の額を定め、その上で、相手  
25          方が未成年者らと同居しているものと仮定すれば、未成年者らのために充て

られたはずの生活費の額を、生活保護基準等から導き出される標準的な生活費指数によって算出し、これを、申立人と相手方の基礎収入の割合で按分して、義務者である相手方の分担すべき養育費額を算出するのが相当である（判例タイムズ1111号285頁以下参照。以下、上記算定方式を「標準算定方式」という。）。

(2) 前記1(3)のとおり、平成26年の給与収入は、申立人につき70万円、相手方につき約650万円であるところ、標準算定方式においては、給与所得者の基礎収入は、概ね総収入の42%ないし34%の範囲内とされているから（前記判例タイムズ1111号289頁参照），申立人と相手方の各基礎収入について、双方の収入額に照らし、基礎収入割合を、申立人につき42%，相手方につき37%とすると、基礎収入は、申立人につき約29万4000円、相手方につき約240万5000円と算定される。【注1】

以上の当事者双方の基礎収入を、申立人、相手方の生活費指数を各100、未成年者らの生活費指数を各55として、標準算定方式に当てはめると、以下の計算式のとおり、相手方が申立人に対して負担すべき未成年者らの養育費額は、月額約12万円と算定される。【注2】

#### (計算式)

$$2,405,000 \times (55+55+55+55) \div (100+55+55+55+55) = 1,653,437 \\ 1,653,437 \times 2,405,000 \div (2,405,000+294,000) \div 12 = 122,777$$

以上を踏まえ、本件記録に現れた一切の事情を総合考慮すると、相手方が申立人に対して負担すべき未成年者らの養育費額は、1人当たり月額3万円とするのが相当である。

(3) また、本件の経緯等に照らすと、本件審判において形成すべき養育費の支払は、申立人が本件調停事件を申し立てた平成26年10月分からと認めるのが相当である。

### 3 結論

1 以上によれば、相手方は、申立人に対し、平成26年10月から平成27年  
2 6月までの9か月分の未払の養育費として合計108万円を直ちに、同年7月  
3 から未成年者らがそれぞれ満20歳に達する日の属する月まで、1人当たり月  
4 額3万円を毎月末日限り支払うべきである。

5 よって、主文のとおり審判する。

6 平成27年7月×日

7 A家庭裁判所

8 裁判官

○ ○ ○ ○

---

9 【注1】基礎収入割合について、松本哲泓「婚姻費用分担事件の審理－手続と裁判例の検  
10 討」家庭裁判月報63巻11号57頁参照。

11 【注2】算定表は子が3人の場合までしか作成されていないところ、子が4人以上の場合  
12 については、算定表の考え方を用いて目安となる金額を算定することになる。本例のよう  
13 に、①総収入に対する標準的な割合を用いて基礎収入を算出し、標準的な生活費指数を用  
14 いて算定する方法のほか、②子1人の算定表による算定結果に、子4人の配分倍率を乗じ  
15 て算定する方法もある（岡健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」判例タイ  
16 ムズ1209号6頁参照）。

17

1 【2－1－3 養育費申立事件 義務者も子を養育している場合】

---

2 <当事者の表示、主文及び理由中の第1・申立ての趣旨部分省略>

3 第2 当裁判所の判断

4 1 認定事実

5 本件記録によれば、次の事実を認めることができる。

6 (1) 申立人（昭和47年4月6日生）と相手方（昭和45年7月3日生）は、  
7 婚姻中の平成11年9月×日に長男を、平成20年3月×日に二男をそれぞ  
8 れもうけたが、平成26年5月×日、長男の親権者を相手方、二男の親権者  
9 を申立人と定めて協議離婚した。

10 離婚後、現在に至るまで、申立人が二男を、相手方が長男をそれぞれ養育  
11 している。

12 (2) 申立人は、平成26年10月3日、二男の養育費の支払を求める調停事件  
13 （A家庭裁判所平成26年（家イ）第×号。以下、「本件調停事件」とい  
14 う。）を申し立てたが、平成27年5月18日、調停不成立となり、本件審  
15 判手続に移行した。

16 (3) 申立人は、×社に勤めており、平成26年に同社から70万円の給与収入  
17 を得た。

18 他方、相手方は、△社に勤めており、平成26年に同社から650万54  
19 41円の給与収入を得た。

20 2 検討

21 (1) 未成年者の養育費額を算定するに当たっては、権利者と義務者との総収入  
22 を基礎に、公租公課を税法等で理論的に算出される標準的な割合により算出  
23 し、職業費及び特別経費を統計資料に基づいて推計される標準的な割合によ  
24 り算出してそれぞれ控除して基礎収入の額を定め、その上で、義務者が未成  
25 年者と同居しているものと仮定すれば、未成年者のために充てられたはずの

1 生活費の額を、生活保護基準等から導き出される標準的な生活費指数によつ  
2 て算出し、これを、権利者と義務者の基礎収入の割合で按分して、義務者の  
3 分担すべき養育費額を算出するのが相当である（判例タイムズ1111号2  
4 85頁以下参照。以下、上記算定方式を「標準算定方式」という。）。

5 そして、権利者だけでなく、義務者も子を養育している場合には、上記の  
6 とおり算出された義務者が分担すべき子全体の養育費を子の生活費指数で按  
7 分することにより、権利者が養育している子の養育費を算出することとな  
8 る。【注1】

9 (2) 前記1(3)のとおり、平成26年の給与収入は、申立人につき70万円、相  
10 手方につき約650万円であるところ、標準算定方式においては、給与所得  
11 者の基礎収入は、概ね総収入の42%ないし34%の範囲内とされているか  
12 ら（前記判例タイムズ1111号289頁参照）、申立人と相手方の各基礎  
13 収入について、双方の収入額に照らし、基礎収入割合を、申立人につき42  
14 %、相手方につき37%とすると、基礎収入は、申立人につき約29万40  
15 00円、相手方につき約240万5000円と算定される。

16 次に、義務者が子全員と同居していると仮定して子全体に配分されるべき  
17 金額を算出すると、 $142万3367円 \times \{ (55 + 90) \div (100 + 55 + 90) \}$ となり、このうち、義務者である相  
18 手方が分担すべき子全体の養育費を、申立人と相手方の基礎収入の割合で按  
19 分して算出すると、 $126万8320円 \times 240万5000円 \div (240万5000円 + 29万4000円)$ となる。

20 そして、上記子全体の養育費を子の生活費指数で按分して、権利者である  
21 申立人が養育している二男の養育費を算出すると、年額48万1086円  
22  $[ \approx 126万8320円 \times 55 \div (55 + 90) ]$ となる。

23 以上を踏まえ、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、相手方が申立  
24 人に対して負担すべき二男の養育費額は月額4万円とするのが相当である。

1 (3) また、本件の経緯等に照らすと、本件審判において形成すべき養育費の支  
2 払は、申立人が本件調停事件を申し立てた平成26年10月分からと認める  
3 のが相当である。

4 3 結論

5 以上によれば、相手方は、申立人に対し、平成26年10月から平成27年  
6 6月までの未払の養育費として36万円（4万円×9か月）を直ちに、同年7  
7 月から二男が満20歳に達する日の属する月まで、月額4万円を毎月末日限り  
8 支払うべきである。

9 よって、主文のとおり審判する。

10 平成27年7月×日

11 A家庭裁判所

12 裁判官 ○ ○ ○ ○

---

13 【注1】算定表は、子が複数の場合、いずれも権利者が監護している場合を前提として作  
14 成されているため、子が権利者と義務者の世帯に分かれている場合には、算定表の考え方  
15 を用いて目安となる金額を算定することとなる。具体的な算定方法については、松谷佳樹  
16 「第3回 婚姻費用・養育費の調停・審判事件の実務」（東京家事事件研究会編『家事事  
17 件・人事訴訟事件の実務』（法曹会・平成27年）85頁のほか、青木晋「養育費・婚姻  
18 費用算定表の活用について」ケース研究279号161頁、岡健太郎「養育費・婚姻費用  
19 算定表の運用上の諸問題」判例タイムズ1209号7頁参照。

20

1   **【2－1－4 養育費申立事件 義務者の収入が算定表の上限を超える場合】**

---

2           〈当事者の表示、主文及び理由中の第1・申立ての趣旨部分省略〉

3   **第2 当裁判所の判断**

4    **1 認定事実**

5           本件記録によれば、次の事実を認めることができる。

6       (1) 申立人（昭和47年4月6日生）と相手方（昭和45年7月3日生）は、  
7           婚姻中の平成11年9月×日に長男をもうけたが、平成26年5月×日、長  
8           男の親権者を申立人と定めて離婚した。

9           離婚後、現在に至るまで、申立人が長男を養育している。

10      (2) 申立人は、平成26年10月3日、長男の養育費の支払を求める調停事件  
11           (A家庭裁判所平成26年(家イ)第×号。以下「本件調停事件」とい  
12           う。)を申し立てたが、平成27年5月18日、調停不成立となり、本件審  
13           判手続に移行した。

14      (3) 申立人は、×社に勤めており、平成26年に同社から約70万円の給与收  
15           入を得た。

16           他方、相手方は、△社に勤めており、平成26年に同社から約2800万  
17           円の給与收入を得た。

18    **2 検討**

19      (1) 未成年者の養育費額を算定するに当たっては、義務者及び権利者の各基礎  
20           収入の額（総収入から税法等に基づく標準的な割合による公租公課並びに統  
21           計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費及び特別経費を控除  
22           して推計した額）を定め、その上で、義務者が未成年者と同居していると仮  
23           定すれば、未成年者のために充てられたはずの生活費の額を、生活保護基準  
24           及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費指数によって算出  
25           し、これを、権利者と義務者の基礎収入の割合で按分して、義務者が分担す

べき養育費額を算定するとの方式（判例タイムズ1111号285頁以下参考）に基づいて検討するのが相当である。

(2) 前記1(3)のとおり、平成26年の給与収入は、申立人につき約70万円、相手方につき約2800万円であるところ、相手方の年収は、前記算定方式による標準算定表の上限額である年収2000万円を超えていることが認められる。もっとも、子の養育費は未成年者の生活費に係るものであり、義務者の収入が高額である場合に、これに比例して当然に増額すべき性質のものではないといえ、このような養育費の性質からすれば、本件においては、相手方が負担すべき長男の養育費額の算定に当たり、相手方の年収を標準算定表の上限額である2000万円とするのが相当である。

そして、申立人が15歳以上の長男を養育していることを踏まえ、申立人の年収を約70万円、相手方の年収を2000万円として、標準算定表の表2〔養育費・子1人表（子15～19歳）〕に当てはめると、相手方が申立人に対して負担すべき長男の養育費額は、月額24万円ないし26万円程度と算定される。【注1】

以上を踏まえ、本件記録に現れた一切の事情を総合考慮すると、相手方が申立人に対して負担すべき長男の養育費額は、月額26万円とするのが相当である。

(3) また、本件の経緯等に照らすと、本件審判において形成すべき養育費の支払は、申立人が本件調停事件を申し立てた平成26年10月分からと認めるのが相当である。

### 3 結論

以上によれば、相手方は、申立人に対し、平成26年10月から平成27年6月までの未払の養育費として234万円（26万円×9か月）を直ちに、同年7月から長男が満20歳に達する日の属する月まで、月額26万円を毎月末日限り支払うべきである。

1 よって、主文のとおり審判する。

2 平成27年7月×日

3 A家庭裁判所

4 裁判官 ○ ○ ○ ○

---

5 【注1】養育費の性格から、子1人の養育費については、基本的には算定表の上限額を  
6 上限とし、事案によって私立学費等の不足額を加算するとの考え方について、岡健太郎  
7 「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」判例タイムズ1209号8頁参照。なお、  
8 同旨のものとして松谷佳樹「第3回 婚姻費用・養育費の調停・審判事件の実務」（東京  
9 家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務』（法曹会・平成27年）88頁参  
10 照。

11

1 【2－2－1 養育費減額申立事件 収入の変動により減額する場合】

---

2 <当事者の表示部分省略>

3 主 文

4 1 申立人・相手方間のC家庭裁判所平成21年（家イ）第××号夫婦関係  
5 調整調停事件について平成22年3月×日に成立した調停の調停条項中第  
6 3項を、平成26年10月以降分につき、次のとおり変更する。【注1】  
7 「申立人（C家庭裁判所平成21年（家イ）第××号事件相手方）は、  
8 相手方（同事件申立人）に対し、未成年者の養育費として、平成26年  
9 10月から同人が満20歳に達する日の属する月まで、毎月末日限り、  
10 1か月当たり4万円を、××銀行×支店の未成年者名義の普通預金口座  
11 （口座番号××）に振り込む方法により支払う。振込手数料は申立人の  
12 負担とする。」

13 2 手続費用は各自の負担とする。

14 理 由

15 第1 申立ての趣旨

16 申立人・相手方間のC家庭裁判所平成21年（家イ）第××号夫婦関係調整  
17 調停事件について、平成22年3月×日に成立した調停（以下「前件調停」と  
18 いう。）の調停条項第3項により、申立人が相手方に支払うべきものとされた  
19 未成年者の養育費（月額6万円）につき、平成26年10月分から相当額へ減  
20 額するとの審判を求める。

21 第2 当裁判所の判断

22 1 認定事実

23 本件記録によれば、次の事実を認めることができる。

24 (1) 申立人（昭和47年4月6日生）と相手方（昭和45年7月3日生）は、  
25 婚姻中の平成17年11月11日に長女である未成年者をもうけたが、平成

1 22年3月×日、未成年者の親権者を相手方と定めて調停離婚した（前件調  
2 停）。以後、相手方が未成年者を監護養育している。

3 (2) 申立人と相手方は、前件調停において、未成年者の養育費について、申立  
4 人が相手方に対し、平成22年3月から未成年者が満20歳に達する日の属  
5 する月まで、毎月末日限り、1か月当たり6万円を支払うことを合意した。

6 申立人は、前件調停当時、○○株式会社に勤務しており、平成21年の給  
7 与収入は年額約850万円であった。他方、相手方は、前件調停当時、△△  
8 会社に勤務しており、平成21年の給与収入は年額約350万円であった。  
9 前件調停における未成年者の養育費額は、当事者双方の上記収入を、標準算  
10 定表（判例タイムズ1111号285頁以下参照）に当てはめて算出され  
11 た。

12 (3) 申立人は、前件調停以降も引き続き○○会社に勤務しているが、同会社の  
13 業績悪化等のため、平成26年の給与収入は約650万円であった。

14 相手方は、前件調停以降も引き続き△△会社に勤務しており、平成26年  
15 の給与収入は約450万円であった。

16 (4) 申立人は、平成26年10月×日、前件調停における未成年者の養育費額  
17 を相当額に減額することを求めて調停を申し立てたが（C家庭裁判所平成2  
18 年（家イ）第××号），調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

## 19 2 事情変更の有無等について

20 (1) 本件は、前件調停で合意した養育費につき、申立人が、収入が減少したこ  
21 となどを理由として減額を求めたものであるところ、合意の当時に基礎とさ  
22 れた事情に変更が生じ、従前の合意の内容が実情に適合せず相当性を欠くに  
23 至った場合には、家庭裁判所は、事情の変更があったものとして、その変更  
24 又は取消しをすることができるというべきである。

25 (2) これを本件についてみると、前記1のとおり、前件調停当時、申立人の年  
26 収は約850万円、相手方の年収は約350万円であることを前提として、

1 申立人の負担すべき未成年者の養育費額を月額6万円と合意したところ、平  
2 成26年における当事者双方の年収は、申立人が約650万円、相手方が約  
3 450万円であって、当事者双方の収入は大きく変動しており、前件調停に  
4 おける合意の内容が実情に適合せず相当性を欠くに至ったといえる。したが  
5 って、本件については事情の変更があったものとして、申立人が本件調停を  
6 申し立てた平成26年10月以降分の養育費につき、その額を変更するのが  
7 相当である。

8 3 養育費額について

9 (1) 申立人が支払うべき未成年者の養育費を算定するに当たっては、義務者及  
10 び権利者の各基礎収入の額（総収入から税法等に基づく標準的な割合による  
11 公租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費及  
12 び特別経費を控除して推計した額）を定め、その上で、義務者が未成年者と  
13 同居していると仮定すれば、未成年者のために充てられたはずの生活費の額  
14 を、生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費  
15 指数によって算出し、これを、権利者と義務者の基礎収入の割合で按分し  
16 て、義務者が分担すべき養育費額を算定するとの方式（判例タイムズ111  
17 1号285頁以下参照。以下「標準算定方式」という。）に基づいて検討す  
18 るのが相当である。

19 そして、前記1(2)のとおり、前件調停においては、標準算定方式に基づい  
20 て養育費額が合意されていることから、本件においても、標準算定方式に基  
21 づいて養育費額を算定することとする。【注2】

22 (2) そこで、前記1(3)の各当事者の収入額（申立人約650万円、相手方約4  
23 50万円）を標準算定方式による標準算定表の表1〔養育費・子1人表（子  
24 0～14歳）〕に当てはめると、申立人が負担すべき養育費額は、月額4万  
25 円ないし6万円程度と算定される。

26 以上を踏まえ、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、申立人が

1 未成年者の養育費として支払うべき額は、月額4万円と定めるのが相当  
2 である。

3 4 結論

4 よって、前件調停の調停条項第3項に基づく養育費を、平成26年10月  
5 から月額4万円と変更することとし、主文のとおり審判する。

6 平成27年7月×日

7 C家庭裁判所

8 裁判官 ○ ○ ○ ○

---

9 【注1】増減額事件の主文について、松本哲泓「婚姻費用・養育費を増減する審判の主文  
10 について」家庭裁判月報63巻11号152頁参照。

11 【注2】前件における合意金額が当時の収入等に照らして算定表の基準から相当程度乖離  
12 している場合など、算定表をそのまま適用することが困難な例もある。このような場合  
13 の考え方について、松谷佳樹「第3回 婚姻費用・養育費の調停・審判事件の実務」  
14 （東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務』（法曹会・平成27年）9  
15 3頁参照。

16

17

1      **【2－2－2 養育費減額申立事件 扶養家族の変動により減額する場合】**

---

2            <当事者の表示、主文及び理由中の第1・申立ての趣旨部分省略>

3      第2 当裁判所の判断

4      1 認定事実

5            本件記録によれば、次の事実を認めることができる。

6      (1) 申立人（昭和47年4月6日生）と相手方（昭和45年7月3日生）は、  
7            婚姻中の平成17年11月11日に長男である未成年者をもうけたが、平成  
8            22年3月×日、未成年者の親権者を相手方と定めて調停離婚した（前件調  
9            停）。以後、相手方が未成年者を監護養育している。

10     (2) 申立人と相手方は、前件調停において、未成年者の養育費について、申立  
11        人が相手方に対し、平成22年3月から未成年者が満20歳に達する日の属  
12        する月まで、毎月末日限り、1か月当たり6万円を支払うことを合意した。

13     申立人は、前件調停当時、○○株式会社に勤務しており、平成21年の給  
14        与収入は年額約850万円であった。他方、相手方は、前件調停当時、△△  
15        会社に勤務しており、同年の給与収入は年額約350万円であった。前件調  
16        停における未成年者の養育費額は、当事者双方の上記収入を、標準算定表  
17        （判例タイムズ1111号285頁参照）に当てはめて算出された。

18     (3) 申立人は、平成26年1月×日、申立外女性（昭和55年生。以下「再婚  
19        相手」という。）と再婚した。同年8月、申立人と再婚相手との間に長女×  
20        （以下「長女」という。）が出生した。

21     (4) 申立人は、前件調停以降も引き続き○○会社に勤務しており、平成26  
22        年の給与収入は約850万円であった。また、再婚相手は無職無収入であ  
23        る。

24     相手方は、前件調停以降も引き続き△△会社に勤務しており、平成26年  
25        の給与収入は約350万円であった。

1 (5) 申立人は、平成26年10月×日、前件調停における未成年者の養育費額  
2 を相当額に減額することを求めて調停を申し立てたが（C家庭裁判所平成2  
3 6年（家イ）第××号），調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

4 2 事情変更の有無等について

5 (1) 本件は、前件調停で合意した養育費につき、申立人が、扶養家族が増加し  
6 たことを理由として減額を求めたものであるところ、当事者間において合意  
7 された内容は尊重すべきであるが、これを一切変更することが許されないと  
8 解するのは相当でなく、合意の当時に前提とされていなかった事情が後に生  
9 じ、従前の合意の内容が実情に適合せず相当性を欠くに至った場合には、事  
10 情の変更があったものとして、従前の合意の内容を変更することができるも  
11 のというべきである。

12 (2) これを本件についてみると、申立人は、平成22年3月に前件調停が成立  
13 した後、平成26年1月に再婚相手と再婚し、同人との間に長女が出生した  
14 ことにより、再婚相手及び長女に対しても扶養義務を負うことになったもの  
15 であるところ、このような扶養家族の変動は前件調停時に前提とされておら  
16 ず、これによって前件調停の内容が実情に適合せず相当性を欠くに至ったと  
17 いえるから、再婚及び長女の出生は、事情の変更に当たると認めるのが相当  
18 である。したがって、申立人が本件調停を申し立てた平成26年10月分以  
19 降の養育費につき、その額を変更するのが相当である。

20 3 養育費額について

21 (1) 申立人が支払うべき未成年者の養育費額を算定するに当たっては、義務者  
22 及び権利者の各基礎収入の額（総収入から税法等に基づく標準的な割合によ  
23 る公租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費  
24 及び特別経費を控除して推計した額）を定め、その上で、義務者である申立  
25 人が、扶養義務を負う再婚相手及び長女とともに未成年者と同居していると  
26 仮定すれば、未成年者のために充てられたはずの生活費の額を、生活保護基

1 準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費指数によって算  
2 出し、これを、権利者と義務者の基礎収入の割合で按分して、義務者である  
3 申立人が分担すべき養育費額を算定するとの方式（判例タイムズ1111号  
4 285頁以下参照）に基づいて検討するのが相当である。

5 そして、再婚相手は無職無収入であって、幼い長女を監護していることか  
6 らすれば稼働能力も認められないから、その生活費指数を0歳から14歳ま  
7 での子と同じ55とするのが相当である。【注1】

8 (2) 以上を踏まえ、申立人の基礎収入を306万円（給与収入年額850万  
9 円×基礎収入割合36パーセント）、相手方の基礎収入を133万円（給与  
10 収入年額350万円×基礎収入割合38パーセント）として、申立人が分担  
11 すべき未成年者の養育費の額を算出すると、以下のとおりとなる。

12 (計算式)

$$3,060,000 \times 55 \div (100 + 55 + 55 + 55) \times 3,060,000 \div (3,060,000 + 1,330,000) \div 12 \text{か月} = 36,890$$

15 以上を踏まえ、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、申立人が未成  
16 年者の養育費として支払うべき額は、月額3万7000円と定めるのが相  
17 当である。

18 4 結論

19 よって、前件調停の調停条項第3項に基づく養育費を、平成26年10月  
20 から月額3万7000円と変更することとし、主文のとおり審判する。

21 平成27年7月×日

22 C家庭裁判所

23 裁判官

○ ○ ○ ○

25 【注1】再婚相手に収入があるか、稼働能力がある場合において、再婚相手の収入が、再

1 婚相手自身の生活を賄える程度であるときは、再婚相手の存在を無視して単純に養育費の  
2 算定表を適用するとの考え方がある（岡健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問  
3 題」判例タイムズ1209号7頁参照）。また、この場合において、再婚相手との子につ  
4 いては、通常の子の生活費指数から、再婚相手の収入を考慮して再婚相手が負担すべき養  
5 育費の分を削った生活費指数を使用するとの考え方がある（松谷佳樹「第3回 婚姻費用  
6 ・養育費の調停・審判事件の実務」（東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の  
7 実務』（法曹会・平成27年）87頁参照。）。

8

9

1   【2－2－3 養育費増額申立事件 子の大学進学による教育費増加により養育  
2 費を増額する場合】

---

3                   〈当事者の表示部分省略〉

4                   主 文

5       1 当事者間のC家庭裁判所平成18年（家イ）第×号夫婦関係調整調停事  
6 件について平成18年7月×日に成立した調停の調停条項第3項により、  
7 相手方（C家庭裁判所平成18年（家イ）第×号申立人）が申立人（C家  
8 庭裁判所平成18年（家イ）第×号相手方）に支払うべきものとされた養  
9 育費につき、同項の「月額8万円」の部分を平成25年2月以降「月額1  
10 4万円」に、同項の「未成年者が満20歳に達する日の属する月まで」の  
11 部分を「平成28年3月まで」にそれぞれ変更する。

12      2 手続費用は各自の負担とする。

13                   理 由

14   第1 申立ての趣旨

15       当事者間のC家庭裁判所平成18年（家イ）第×号夫婦関係調整調停事件に  
16 ついて、平成18年7月×日に成立した調停（以下「前件調停」という。）の  
17 調停条項第3項により、相手方が申立人に対し未成年者が満20歳に達する日  
18 の属する月まで支払うべきものとされた未成年者の養育費（月額8万円）につ  
19 き、支払終期を平成28年3月までに変更し、平成25年2月分から相当額へ  
20 増額するとの審判を求める。

21   第2 当裁判所の判断

22    1 認定事実

23      (1) 申立人（昭和47年4月6日生）と相手方（昭和45年7月3日生）は、  
24 婚姻中の平成5年4月×日に長女である未成年者をもうけたが、平成18年  
25 7月×日、未成年者の親権者を申立人と定めて調停離婚した（前件調停）。

以後、申立人が未成年者を監護養育している。

(2) 申立人と相手方は、前件調停において、未成年者の養育費について、相手方が申立人に対し、平成18年7月から未成年者が満20歳に達する日の属する月まで、1か月当たり8万円を、毎月末日限り支払うことを合意した。

申立人は、前件調停当時、○○株式会社に勤務しており、平成17年の給与収入は年額約120万円であった。他方、相手方は、前件調停当時、△△会社に勤務しており、同年の給与収入は年額約850万円であった。前件調停における未成年者の養育費額は、当事者双方の上記収入を、標準算定表の表1養育費・子1人表（子0～14歳）（判例タイムズ1111号285頁以下参照）に当てはめて算出された。

(3) 未成年者は、平成24年4月に私立大学に入学した。相手方は、同大学の進学について同意していた。

未成年者の私立大学にかかる費用は、授業料及び施設費（以下「授業料等」という。）の合計年額93万円である。

(4) 申立人は、短期大学卒業後、約1年間就職した後に相手方と婚姻し、婚姻後は無職であったが、平成16年頃から○○株式会社に勤務し、前件調停以降も引き続き同会社に勤務しており、平成24年の給与収入は約120万円であった。

他方、相手方は、○○大学卒業後、△△会社に就職し、前件調停以降も引き続き同会社に勤務しており、平成24年の給与収入は約850万円であった。

(5) 申立人は、平成25年2月×日、前件調停における未成年者の養育費額を相当額に増額することを求めて調停を申し立てたが（C家庭裁判所平成25年（家イ）第×号），調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

## 2 事情変更等の有無について

(1) 本件は、前件調停で合意した養育費につき、申立人が、未成年者の学費が

1 増加したことなどを理由として増額及び支払終期の延長を求めたものである  
2 ところ、調停で養育費額が合意された後に、合意当時に基礎とされた事情に  
3 変更が生じ、調停で合意した内容が実情に適合せず相当性を欠くに至った場  
4 合には、家庭裁判所は、事情の変更があったものとして、従前の調停の合意  
5 の内容を変更し又は取り消すことができるものというべきである。

6 (2) これを本件についてみると、前記1(1)によれば、前件調停当時、未成年者  
7 は満13歳であり、前記1(2)のとおり、前件調停においては子1人表（0～  
8 14歳）を用いて養育費が算定されたところ、未成年者は前件調停後に満1  
9 5歳に達し、その後私立大学に進学し、授業料等として年額93万円がかか  
10 っていることから、前件調停の合意当時に基礎とされた事情に変更が生じ、  
11 前件調停の合意内容が実情に適合せず相当性を欠くに至ったものといえる。

12 また、申立人及び相手方の学歴や職歴、双方の収入、未成年者の進学状  
13 況、相手方が未成年者の大学進学に同意していたこと等に照らせば、未成年  
14 者については、同人が大学を卒業すべき月である平成28年3月まで、未成  
15 熟子の段階にあるものとして、相手方において未成年者の養育費を負担する  
16 のが相当である。なお、未成年者が大学に進学していることからすれば、同  
17 人が満20歳に達した後も、大学を卒業すべき月までの間は、基本的には、  
18 その生活状況に変更はないというべきであるから、未成年者が満20歳に達  
19 した後の養育費の額についても従前と同額とするのが相当である。【注1】

20 3 養育費の額について

21 (1) 相手方が支払うべき未成年者の養育費額を算定するに当たっては、義務者  
22 及び権利者の各基礎収入の額（総収入から税法等に基づく標準的な割合によ  
23 る公租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費  
24 及び特別経費を控除して推計した額）を定め、その上で、義務者である相手  
25 方が未成年者と同居していると仮定すれば、未成年者のために充てられたは  
26 ずの生活費の額を、生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される

標準的な生活費指数によって算出し、これを、権利者と義務者の基礎収入の割合で按分して、義務者である相手方が分担すべき養育費額を算定するとの方式（判例タイムズ1111号285頁以下参照。以下「標準算定方式」という。）に基づいて検討するのが相当である。

(2) そこで、前記1(4)の各当事者の収入額（申立人約120万円、相手方約850万円）を標準算定方式による標準算定表の表2養育費・子1人表（子15～19歳）に当てはめると、相手方が申立人に対して負担すべき未成年者の養育費額は月額10万円ないし12万円程度と算定される。

また、前記1(3)のとおり、未成年者は私立大学に在学しているところ、標準算定方式における標準的な生活費指数には、公立高校の学校教育費相当額分（年額約33万円。前記判例タイムズ参照）が考慮されているにとどまるから、未成年者の私立大学の学費のうち、上記教育費相当額を超える部分について、申立人と相手方の基礎収入に応じて按分するのが相当である。

前記1(3)のとおり、未成年者の私立大学の授業料等は年額93万円であるから、標準算定方式による教育費相当額約33万円との差額約60万円を双方の基礎収入額（標準算定方式においては、給与所得者の基礎収入は、概ね総収入の42%ないし34%の範囲内とされているから（前記判例タイムズ1111号289頁参照））、双方の収入額に照らし、基礎収入割合を申立人41%、相手方36%として算定すると、申立につき約49万2000円、相手方につき約306万円となる。）で按分すると、相手方が負担すべき額は、月額約4万3074円（ $\approx 60\text{万円} \times \{306\text{万円} \div (49\text{万}2000\text{円} + 306\text{万円}) \div 12\text{か月}\}$ ）となる。

以上を踏まえ、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、相手方が支払うべき未成年者の養育費額は、月額14万円とするのが相当である。

#### 4 結論

以上のとおり、前件調停の調停条項第3項に基づく養育費について、平成

1           25年2月以降、月額14万円に、その支払終期を平成28年3月にそれぞ  
2       れ変更することとして、主文のとおり審判する。

3           平成25年7月×日

4           C家庭裁判所

5           裁 判 官                   ○      ○      ○      ○

---

6       【注1】成年に達していても自分で生活費を得ることができない子の扶養について論じた  
7       ものとして、齊藤啓昭「成年に達した未成熟子の養育費」・判例タイムズ1100号・16  
8       6頁、菱山泰男・太田寅彦「婚姻費用の算定を巡る実務上の諸問題」・判例タイムズ12  
9       08号26頁参照。